

一般社団法人日本熱電学会総会規則

(目的)

第1条 一般社団法人日本熱電学会定款(以下定款という)第23条に基づき、総会運営に必要な事項を本規則で定める。

(開催)

第2条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

2 総会を開催するためには、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって社員へ通知することを要する。

(議決権の代理行使)

第2条 定款第20条に基づき、社員は、他の社員を代理人として議決権を委任できる。委任者は、以下の事項を総会開催前に書面または、電磁的な手法により、理事会に提出しなければならない。

- (1) 総会開催日
- (2) 委任状提出日
- (3) 委任者の会員種別、氏名及び所属
- (4) 代理人の氏名及び所属

2 委任は、開催通知のあった総会ごとに行うものとし、未通知の総会に対しあらかじめ委任状を提出しておくことはできない。

3 代理人を特定しない委任状が提出されたとき、理事会は、委任者が出席社員の多数の意思に従うものとして取り扱うことができる。

(代理人の議決権行使方法)

第7条 委任を受けた正会員及び助成会員は、本人として議決権の行使とは別に、代理人として1個分の議決権を行使することができる。

(定足数と決議)

第8条 定足数は、社員の過半数とする。

- 2 社員の議決権は、社員、いずれも1個とする。
- 3 通常議案に対する決議は、出席者の過半数により行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、定款19条第2項に定める議案に対する決議は、出席者の3分の2以上をもって行う。
- 5 理事、又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第3項の決議を行わなければならない。

(開会、閉会)

第9条 総会の開会、休憩、延会および閉会は、議長が宣告する。

(議案の一括上程)

第10条 議長が審議上必要と認めるときは、2件以上の議案を一括して審議することができる。但し、異議のあるときは、決議による。

(議案の説明)

第11条 総会議案について、提案者は、その説明をしなければならない。

(発言)

第12条 社員は、議案について自由に質疑し、意見を述べることができる。
2 社員が、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

(緊急動議)

第13条 あらかじめ議案として提示されていないすべての緊急動議は、出席社員の3人以上の同意がなければ、これを議案とし審議することができない。
2 緊急動議が競合したときは、議長が採決の順序を定める。但し、議場から2人以上の異議があるときは、総会の決議を求めて決定する。

(採決)

第14条 議案の決議は、挙手または投票によるものとする。但し、議長が必要と認め、出席正会員及び助成会員の合意が得られた場合には、そのほかの方法によることができる。
2 出席正会員及び助成会員の総数の3分の1以上の要求があった場合の決議は、投票とすることができる。

(議事録)

第15条 総会ごとに議長が書記1名を指名する。
2 議事録は、議長、及び出席した理事の中から選ばれた2名の理事が署名しなければならない。
3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
(1) 社員総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、又は社員が社員総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
(2) 社員総会の議事の経過の要領及びその結果
(3) 社員総会に出席した理事、監事の氏名
(4) 社員総会の議長の氏名
(5) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(規則の変更)

第16条 本規則の変更は、理事会の決議を経て、総会の決議による。

附則 この規則に規定のない事項については、定款、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則、及びその他の法令によるものとする。

2 本規則は、2012年8月**日から施行する。